

## 第134期 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2019年6月26日(水曜日)午前10時

※開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めにご来場ください。  
なお、受付開始は午前9時を予定しております。

**場所** 東京都新宿区西新宿六丁目6番2号  
ヒルトン東京  
4階「菊の間」

**議案** 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役11名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

### 目次

第134期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	17
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告	53

## シチズン時計株式会社

証券コード 7762

株主各位

証券コード 7762  
2019年6月4日

東京都西東京市田無町六丁目1番12号

**シチズン時計株式会社**

代表取締役社長 **佐藤 敏彦**

## 第134期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第134期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。3ページに記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬 具

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- 監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております「連結株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」であります。
- 株主総会参考書類、事業報告並びに連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

**当社ウェブサイト (<https://www.citizen.co.jp/ir/stocks/meeting.html>)**

## 記

1 日 時	<p><b>2019年6月26日（水曜日）午前10時</b></p> <p>※開会間際は受付が混雑いたしますので、お早めにご来場ください。          なお、受付開始は午前9時を予定しております。</p>
2 場 所	<p>東京都新宿区西新宿六丁目6番2号</p> <p><b>ヒルトン東京 4階「菊の間」</b></p>
3 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>第134期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>第134期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号議案 剰余金処分の件</li> <li>第2号議案 取締役11名選任の件</li> <li>第3号議案 監査役1名選任の件</li> <li>第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件</li> </ul>
4 議決権行使のご案内	<p>3ページに記載の「議決権行使のご案内」をご参照ください。</p>

以 上

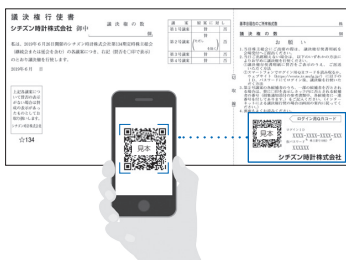


# インターネットによる議決権行使のご案内

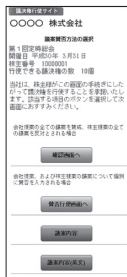
## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

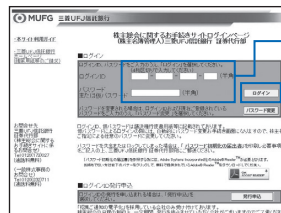
再行使する場合またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

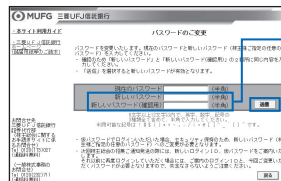
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

郵送及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、配当及び自己株式取得の合計額の親会社株主に帰属する当期純利益に対する比率を「株主還元性向」と捉え、3年間平均での株主還元性向を30%以上とすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針、当期の業績、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおり、1株につき10円（中間配当金10円を含め年間配当金は1株につき20円）といたしたいと存じます。

### 1. 配当財産の種類

金銭

### 2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円      配当総額3,183,819,400円

### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

#### (ご参考)

本議案が原案どおり承認されますと、第132期（2016年度）から第134期（2018年度）までの3年間平均での株主還元性向は38.1%となります。

		第132期 (2016年度)	第133期 (2017年度)	第134期(当期) (2018年度)
配当金額 (1株当たり年間配当金)	(百万円) (円)	5,410 (17)	7,002 (22)	6,367 (20)
自己株式取得額	(百万円)	—	—	—
合 計	(百万円)	5,410	7,002	6,367
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	16,573	19,303	13,369

(注) 第133期（2017年度）の1株当たり年間配当金には、記念配当5円が含まれております。

## 第2号議案 取締役11名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。


つきましては、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、社外取締役1名を増員し、あわせて取締役11名の選任をお願いするものであります。


取締役候補者は次のとおりであります。


候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	とくら としお 戸倉 敏夫	取締役会長	再任	17回/17回 (100%)
2	さとう としひこ 佐藤 敏彦	代表取締役 社 長	再任	17回/17回 (100%)
3	たけうち のりお 竹内 則夫	常務取締役 営業統括本部長	再任	17回/17回 (100%)
4	ふるかわ としゆき 古川 敏之	取締役 経営企画部長、経理部・広報IR室・情報システム部担当	再任	17回/17回 (100%)
5	なかじま けいいち 中島 圭一	取締役	再任	17回/17回 (100%)
6	しらい しんじ 白井 伸司	取締役 製造技術本部長、品質保証統括部担当	再任	17回/17回 (100%)
7	おおじ よしたか 大治 良高	取締役 商品開発本部長兼時計開発本部長兼研究開発センター長	再任	17回/17回 (100%)
8	みやもと よしあき 宮本 佳明	取締役 グループリスクマネジメント、総務部長、人事部・CSR室・環境マネジメント室担当	再任	13回/13回 (100%)
9	てらさか ふみあき 寺坂 史明	社外取締役	再任 社外 独立	17回/17回 (100%)
10	くぼき としこ 窪木 登志子	社外監査役	新任 社外 独立	17回/17回 (100%)
11	おおさわ よしお 大澤 善雄	—	新任 社外 独立	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	 とくら としお <b>戸倉 敏夫</b> (1949年12月6日生)	1973年 4月 シチズン商事(株)入社 2002年 6月 同社取締役 2004年10月 当社執行役員 2007年 4月 シチズン時計(株)常務取締役 2009年 4月 同社専務取締役 2010年 6月 当社常務取締役 2012年 4月 当社代表取締役社長 2014年 3月 シチズン時計(株)取締役 2014年 4月 同社代表取締役社長 2019年 4月 当社取締役会長 (現職)	17,793株
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担ってきた実績と経営全般における豊富な経験や人脈を生かし、対外的な活動及びグループガバナンスにおける社長の業務執行への支援を期待できることから、取締役候補者いたしました。	17回/17回 (100%)
2 再任	 さとう としひこ <b>佐藤 敏彦</b> (1955年11月16日生)	1981年 4月 当社入社 2009年 8月 当社開発部長 2012年 4月 シチズンファインテックミヨタ(株) (現シチズンファインデバイス(株)) 代表取締役社長 2015年 6月 当社取締役 2016年 4月 シチズン時計(株)取締役 2016年 4月 同社生産統括、製品開発事業部長、品質保証部担当 2016年10月 当社時計生産統括 2016年10月 当社製品開発本部長、品質保証部担当 2017年 4月 当社製品統括本部・品質保証統括部担当 2017年 4月 シチズン時計マニファクチャリング(株)代表取締役社長 2017年 6月 当社常務取締役 2018年 4月 当社専務取締役 2019年 4月 当社代表取締役社長 (現職)	6,120株
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		当社グループのデバイス事業の運営や時計生産の統括を担った実績と経験等を踏まえ、中期経営計画「シチズングループ中期経営計画2021」の実行を通じて当社グループの経営を牽引することにより、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。	17回/17回 (100%)




候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 再任	 <p>たけうち のりお 竹内 則夫 (1958年8月31日生)</p>	1981年 4月 当社入社 2005年11月 当社時計事業統括本部マーケティング本部付 (ドイツ駐在) 2010年 6月 シチズン時計(株)執行役員 2010年 6月 同社時計事業企画本部長 2011年 6月 同社取締役 2011年 9月 同社戦略企画本部長 2012年 6月 同社シチズンブランド事業本部長 2013年10月 同社シチズンブランド事業部長 2014年 6月 Citizen Watch Italy S.p.A.代表取締役社長 (現職) 2014年10月 Citizen Watch Company of America, Inc.取締役会長 (現職) 2015年 1月 シチズン時計(株)デザイン部担当 2016年 4月 同社シチズンブランドマネージャー、BULOVA部担当 2016年 6月 同社国内時計営業本部担当 2016年 6月 当社取締役 2016年10月 当社シチズンブランドマネージャー、シチズンブランド事業部長、BULOVA部長、国内時計営業本部・宣伝部・デザイン部担当 2017年 4月 当社営業統括本部長 (現職) 2017年 6月 当社常務取締役 (現職)	7,750株
		取締役候補者とした理由 当社の取締役として当社グループの時計事業における販売戦略及びブランド戦略を推進してきた実績、時計販売を担う海外子会社の経営を担当してきた実績と経験等を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者といたしました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 再任	 <p>ふるかわ としゆき <b>古川 敏之</b> (1963年1月19日生)</p>	1986年 4月 当社入社 1993年 3月 当社特販事業本部付 (米国ニューヨーク駐在) 2009年 4月 当社IR広報室長 2010年 7月 当社経営企画部次長 2011年 6月 当社経営企画部長 2015年 4月 シチズン時計(株)取締役 2015年 4月 同社経営企画部長、経理部担当 2016年 4月 シチズン・フィナンシャル・サービス(株)代表取締役社長 2016年 6月 当社取締役 (現職) 2016年 6月 当社経営企画部長、経理部・広報IR室担当 (現職) 2016年10月 当社情報システム部担当 (現職)	5,860株
		<p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> <p>当社のIR広報室長として投資家との対話や広報戦略に携わった後、当社の経営企画部長として当社グループの経営戦略を策定してきた実績、当社の取締役として経営企画部及び経理部等を担当してきた実績と経験を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>	<p style="text-align: center;">取締役会への出席状況</p> <p>17回/17回 (100%)</p>


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5 再任	 <p>なかじま けいいち <b>中島 圭一</b> (1958年8月14日生)</p>	1982年 4月 当社入社 2001年 3月 Citizen Machinery Asia Co., Ltd.代表取締役社長 2004年 8月 シチズン精機(株)経営企画部長 2008年 3月 西鉄城 (淄博) 精密機械有限公司 董事長 2008年 4月 シチズンマシナリー(株)管理本部長 2008年 6月 Citizen Machinery Asia Co., Ltd.代表取締役社長 2008年 6月 Citizen Machinery Vietnam Co., Ltd.代表取締役社長 2008年 6月 シチズンマシナリー(株)取締役 2009年 3月 (株)ミヤノ (現シチズンマシナリー(株)) 社外取締役 2010年 6月 シチズンマシナリー(株)執行役員 2011年 4月 シチズンマシナリーミヤノ(株) (現シチズンマシナリー(株)) 執行役員 2012年 4月 同社取締役執行役員 2013年 4月 同社代表取締役社長 (現職) 2013年 6月 当社取締役 (現職)	17,148株
		<p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> <p>主として当社グループの工作機械事業に携わり、シチズンマシナリー(株)の代表取締役社長として当社グループの工作機械事業全体を牽引し、当社の事業戦略を推進してきた実績と経験を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者いたしました。</p>	<p style="text-align: center;">取締役会への出席状況</p> <p>17回/17回 (100%)</p>


候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 再任	 <p>しらい しんじ 白井 伸司 (1960年8月7日生)</p>	1984年 3月 御代田精密(株) (現シチズンファインデバイス(株)) 入社 2010年 4月 広州務冠電子有限公司 董事長 2011年 6月 シチズン 時計 ミヨタ(株) 執行役員 2013年 4月 シチズン 時計(株) 執行役員 2013年 4月 同社技術開発本部商品開発センター長 2013年 8月 同社技術開発本部副本部長 2013年10月 同社製品開発事業部次長 2013年11月 新星表業(東莞)有限公司 董事長 2016年 4月 新星工業有限公司 董事長 2016年10月 当社執行役員 2016年10月 当社製品開発本部副本部長 2017年 4月 当社製品統括本部長 2017年 6月 当社取締役 (現職) 2017年 6月 当社品質保証統括部担当 (現職) 2019年 4月 当社製造技術本部長 (現職) 2019年 4月 シチズン時計マニュファクチャリング(株)代表取締役社長 (現職)	4,038株
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		当社の子会社において時計製造に携わった後、時計製造を担う子会社の経営を担当してきた経験と当社及び当社の子会社において時計の製造及び時計に関する技術及び製品の開発を推進した実績等を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者としていたしました。	17回/17回 (100%)
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7 再任	 <p>おおじ よしたか 大治 良高 (1963年11月23日生)</p>	1986年 4月 当社入社 2005年 8月 当社時計事業統括本部マーケティング本部付 (シンガポール駐在) 2007年 4月 シチズン時計(株)CB事業部付 (シンガポール駐在) 2011年 6月 同社管理本部事業管理部長 2011年 8月 同社戦略企画本部経営管理部長 2012年 7月 同社経営企画部長 2015年 4月 当社経営企画部長 2016年 6月 シチズン時計(株)執行役員 2016年 6月 同社製品開発事業部次長 2016年10月 当社執行役員 2016年10月 当社製品開発本部副本部長 2017年 4月 当社営業統括本部副本部長 2017年 6月 当社取締役 (現職) 2019年 4月 当社商品開発本部兼時計開発本部長兼研究開発センター長 (現職)	4,325株
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		当社の海外子会社において時計販売に携わった後、当社及び当社の子会社において経営企画部長として当社グループの時計事業における経営戦略の推進を担った経験と当社において時計の製品開発を推進してきた実績等を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者としていたしました。	17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
8 再任	 <p>みやもと よしあき <b>宮本 佳明</b> (1963年2月3日生)</p>	1990年 8月 当社入社 2009年 4月 シチズン時計(株)管理本部事業管理部副部長 2010年12月 同社企画本部戦略企画部副部長 2012年 4月 Citizen Watch Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.代表取締役社長 2014年 4月 Citizen Watch Europe GmbH代表取締役社長 2017年 4月 当社上席執行役員 2017年 4月 当社総務部長 (現職) 2017年 6月 当社グループリスクマネジメント、人事部担当 (現職) 2018年 6月 当社取締役 (現職) 2019年 4月 当社CSR室・環境マネジメント室担当 (現職)	3,265株
		取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		当社グループの時計製造を担う海外子会社において新工場の立ち上げを推進した後、時計販売を担う海外子会社の経営を担当してきた経験と当社の取締役としてグループリスクマネジメント、総務部及び人事部を担当した実績等を踏まえ、引き続き当社グループ事業の推進への貢献が期待できることから、取締役候補者としていたしました。	13回/13回 (100%)

## 【社外取締役候補者】

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9 再任	 <p>てらさか ふみあき <b>寺坂 史明</b> (1949年4月12日生)</p>	2004年 3月 サッポロビール(株)執行役員九州本部長 2004年 9月 同社取締役常務執行役員マーケティング本部長 2005年 3月 同社取締役専務執行役員マーケティング本部長 2009年 3月 同社専務執行役員 2010年 3月 同社代表取締役社長 2010年 3月 サッポロホールディングス(株)常務取締役兼グループ執行役員 2013年 3月 サッポロビール(株)相談役 2014年 3月 同社顧問 2015年11月 (株)大庄社外監査役 (現職) 2017年 6月 (株)富士通ゼネラル社外取締役 (現職) 2017年 6月 当社社外取締役 (現職)	1,124株
		社外取締役候補者とした理由	取締役会への出席状況
		経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただけること及び当社の社外取締役在任中の実績等を踏まえ、引き続き社外取締役候補者としていたしました。	17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
10 新任	 <p>くぼき としこ <b>窪木 登志子</b> (1960年2月26日生)</p>	1987年 4月 弁護士登録 2002年 2月 東京家庭裁判所調停委員 (現職) 2009年 4月 会計検査院・退職手当審査会委員 (現職) 2012年 4月 中央大学法科大学院客員教授 (現職) 2013年 12月 東京都中央区教育委員 (現職) 2015年 6月 クオール(株) (現クオールホールディングス(株)) 社外取締役 (現職) 2015年 6月 (一社) 共同通信社社外監事 (現職) 2016年 6月 当社社外監査役 (現職)	5,000株
		<p style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由</p> 弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、弁護士としての専門的見地及び会社の社外取締役としての経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただけること及び当社の社外監査役としての実績等を踏まえ、社外取締役として適任と判断いたしました。同氏は、これまで社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外取締役候補者いたしました。	<p style="text-align: center;">取締役会への出席状況</p> 17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11 新任	 <p>おおさわ よしお <b>大澤 善雄</b> (1952年1月22日生)</p>	2003年 4月 住友商事(株)理事ネットワーク事業本部長 2003年 4月 住商エレクトロニクス(株)取締役 2003年 6月 住商情報システム(株) (現SCSK(株)) 取締役 2005年 4月 住友商事(株)執行役員ネットワーク事業本部長 2007年 3月 (株)ジュピターテレコム取締役 2007年 4月 住友商事(株)執行役員メディア事業本部長 2008年 4月 同社常務執行役員メディア・ライフスタイル事業部門長 2008年 6月 同社代表取締役常務執行役員 2011年 4月 同社代表取締役専務執行役員 2013年 6月 SCSK(株)代表取締役社長兼COO 2015年 4月 同社代表取締役社長 2016年 4月 同社取締役会長 2017年 4月 同社取締役 2018年 3月 キヤノンマーケティングジャパン(株)社外取締役 (現職)	一株
		<p style="text-align: center;">社外取締役候補者とした理由</p> 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただくことが期待できるため、新たに社外取締役候補者いたしました。	

- (注) 1. 各候補者の略歴中にある「シチズン時計㈱」は、当社が2007年4月2日に新設分割により設立した子会社であり、2016年10月1日に当社との合併により解散いたしました。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 候補者 宮本佳明氏は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において新たに選任されたため、その任期中の活動状況について記載しております。
5. 候補者 寺坂史明、窪木登志子及び大澤善雄の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、寺坂史明及び窪木登志子の両氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。また、大澤善雄氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定であります。
- 寺坂史明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年、窪木登志子氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
- なお、当社は、寺坂史明氏が社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
- また、当社は、候補者 窪木登志子氏が社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
- 当社は、候補者 窪木登志子及び大澤善雄の両氏の選任をご承認いただいた場合、両氏が社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
6. 候補者 窪木登志子氏は社外監査役であり、取締役会への出席状況については社外監査役としての出席状況を記載しております。また、同氏は、本総会終結の時をもって社外監査役を辞任いたします。


第3号議案

監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 窪木登志子氏は辞任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 <p><b>新任</b></p> <p>いしだ やえこ <b>石田 八重子</b> (1970年8月18日生)</p>	2000年10月 弁護士登録 2007年 1月 東京簡易裁判所司法委員 2016年 4月 東京家庭裁判所立川支部調停委員(現職)	一株
	<p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、弁護士としての専門的見地を当社の監査に活かしていただけることを踏まえ、社外監査役として適任と判断いたしました。同氏は、これまで会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。</p>	

- (注) 1. 候補者 石田八重子氏の弁護士としての職務上の氏名は「北代八重子」であります。
2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 候補者 石田八重子氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定であります。
4. 当社は、本総会において候補者 石田八重子氏の選任をご承認いただいた場合、同氏が監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。



## (ご参考)

### 社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外役員又はその候補者が、当社が合理的に可能な範囲で調査した結果、次に掲げるいずれの項目にも該当しない場合に、当該社外役員又は社外役員候補者は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有するものと判断します。

- (1) 現在又は過去において、当社グループ（当社及びその子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）の役員（当社の社外取締役及び社外監査役を除く。）又は使用人であった者
- (2) 当社を主要な取引先とする者<sup>(注1)</sup>又はその業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
- (3) 当社の主要な取引先<sup>(注2)</sup>又はその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (5) 当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産による寄附を受けている者（当該寄附を得ている者が法人又は組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (6) 直接又は間接に、当社の総株主の議決権の10%以上を有する者又はその業務執行者
- (7) 当社グループの役員又は使用人が他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の当該社外役員以外の役員又は使用人が、当社の社外役員又はその候補者である場合の当該役員又は使用人
- (8) 当社の最終事業年度及び過去3事業年度において、(2)から(7)に該当する者
- (9) (1)から(8)までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族

(注1) 「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の当社グループに対する売上が当該取引先グループ（当該取引先並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）の連結売上の2%以上である者をいう。

(注2) 「当社の主要な取引先」とは、当社グループの当該取引先グループに対する売上が当社の連結売上の2%以上である者をいう。



## 第4号議案

**取締役の報酬等の額改定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の総額を年額3億7,000万円以内、2007年6月26日開催の第122期定時株主総会において、社外取締役の報酬等の総額を年額3,000万円以内にご決議いただき今日に至っておりますが、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため社外取締役を増員すること及び人材の確保の必要性その他諸般の事情を勘案いたしまして、社外取締役の報酬等の総額を年額4,000万円以内に改定することといたしたいと存じます。ただし、従来どおり、社外取締役には賞与を支給しないことといたしたいと存じます（なお、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の額は年額3億7,000万円以内のままとし、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しないことといたしたいと存じます。）。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案は、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会の勧告に基づいて提出しております。

以 上

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当期における国内経済は、個人消費に力強さを欠く状況が続いているものの、景気は緩やかな回復基調を維持しました。また、米国経済は各国との貿易をめぐる動向が懸念される中、設備投資と個人消費は堅調に推移しました。欧州経済は、通商上の緊張感や政治の不確実性が高まり、景気回復のペースは緩慢なものとなりました。アジア経済は、中国市場の一部で弱い動きも見られましたが、全体的に底堅く推移し、回復傾向を維持しました。

このような情勢のもと、当社グループは2013年2月に策定した中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」の最終年度として、製造革新による収益力強化を図るとともに、真のグローバル企業を目指して、時計事業を中心に新たな成長戦略を推進してまいりました。

当期の連結業績は、売上高は3,216億52百万円（前期比0.5%増）、営業利益は224億11百万円（前期比10.1%減）となり、増収減益となりました。また、経常利益は266億2百万円（前期比0.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は特別損失の計上に伴い133億69百万円（前期比30.7%減）と、それぞれ減益となりました。

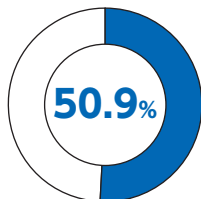
#### (連結業績)

売上高	3,216億52百万円	(前期比 0.5%増)
営業利益	224億11百万円	(前期比 10.1%減)
経常利益	266億 2百万円	(前期比 0.2%減)
親会社株主に帰属する当期純利益	133億69百万円	(前期比 30.7%減)

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

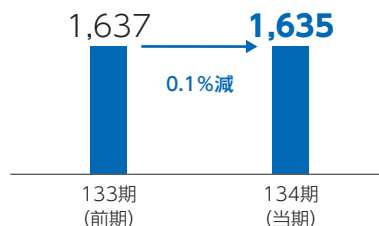
## 時計事業

### 売上高構成比



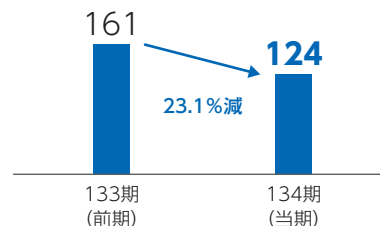
### 連結売上高

(単位：億円)



### 連結営業利益

(単位：億円)



ウォッチ販売のうち、“CITIZEN”ブランドの国内市場は、高価格帯製品のうち「The CITIZEN」等が伸長したほか、中価格帯製品についても「xC」、「ATTESA」、「PROMASTER」等の主力製品が好調を維持し、売上を牽引しました。

海外市場においては、欧州市場に弱さが見られたものの、北米市場、アジア市場が底堅く推移し、海外市場全体では増収となりました。北米市場は、デパートやジュエリーチェーンが復調の兆しを見せているほか、インターネット流通も継続して拡大し、「PROMASTER」やエコ・ドライブGPS衛星電波時計等の新製品が売上を伸ばしました。欧州市場は、政治不安の高まりが個人消費にも影を落とすなど、主要地域の多くで厳しい環境が続きました。アジア市場は、足下は景気の減速感に対する懸念が高まっているものの、期初からの好調な経済環境の後押しを受け、中国を中心に売上を伸ばしました。

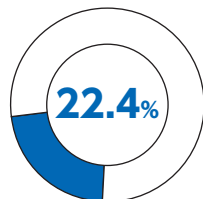
マルチブランドについては、“Frederique Constant”ブランドが北米市場及びイタリアで一定の成果を上げたほか、“BULOVA”ブランドも主力市場である北米市場において新製品を中心に売上を伸ばし、マルチブランド全体では増収となりました。

ムーブメント販売は、依然として市場の回復に力強さを欠く厳しい環境が続く中、高付加価値商品の需要が伸び悩み、減収となりました。

以上の結果、時計事業全体では、新製品の積極的な投入や広告宣伝投資の加速により完成品が持ち直したものの、ムーブメント市場の回復が想定に届かず苦戦を強いられた結果、売上高は1,635億25百万円（前期比0.1%減）と減収となりました。営業利益においては、重点施策の一つである高価格帯製品が拡大しましたが、ムーブメント販売の低迷を補うには至らず、124億40百万円（前期比23.1%減）と減益となりました。

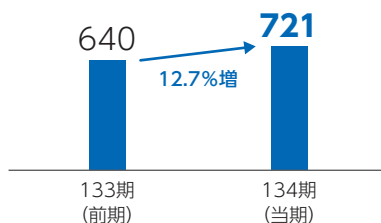
## 工作機械事業

### 売上高構成比



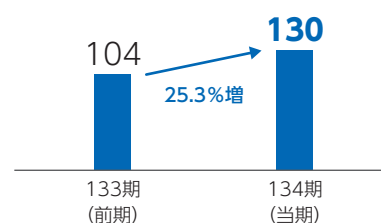
### 連結売上高

(単位：億円)



### 連結営業利益

(単位：億円)

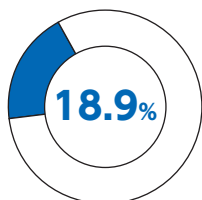


国内市場は、自動車関連のほか、医療、建機、住宅設備関連など幅広い業種で設備投資が堅調に推移し増収となりました。米州市場は、高水準の受注からの反動による減速感が見られたものの、医療関連を中心に旺盛な設備投資が継続しました。欧州市場は、政情不安等による先行き不透明感が強まる中、ドイツで自動車関連等が堅調に推移したほか、スイス、イタリアも好調を維持し、増収となりました。アジア市場は、上期までは自動車関連等を中心に堅調に推移していましたが、米中貿易摩擦の影響による買い控えの動きが強まり、通期では横ばいとなりました。

以上の結果、工作機械事業全体では、国内外の好調な市況と当社グループの独自技術であるLFV（低周波振動切削）搭載機の販売増加が寄与し、売上高は721億64百万円（前期比12.7%増）と大幅な増収となりました。営業利益においては、好調な市況を背景とした大幅な売上増を受け、130億82百万円（前期比25.3%増）と、大幅な増益となりました。

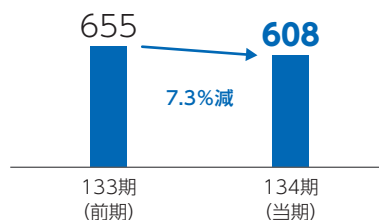
## デバイス事業

### 売上高構成比



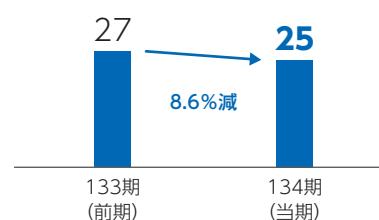
### 連結売上高

(単位：億円)



### 連結営業利益

(単位：億円)



精密加工部品のうち、自動車部品は自動車市場の堅調な拡大を受け、エンジン部品が国内外で売上を伸ばしたものの、スイッチはスマートフォン市場の不振等により伸び悩み、精密加工部品全体では若干の増収となりました。

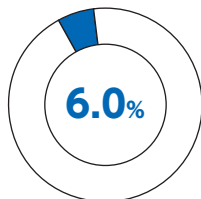
オプトデバイスのうち、チップLEDは、車載向けが売上を維持した一方で、照明向けが過熱する価格競争に追随せず、差別化製品の提案に注力したことから低調に推移し、オプトデバイス全体では減収となりました。

その他部品は、水晶デバイスがスマートフォン市場の低迷等により勢いを欠く状況であったほか、強誘電性液晶マイクロディスプレイについても、主要市場であるデジタルカメラ市場の停滞が響き、その他部品全体で減収となりました。

以上の結果、デバイス事業全体では、主にオプトデバイスの落ち込みが響き、売上高は608億7百万円（前期比7.3%減）と減収となりました。一方、営業利益においては、収益を重視した販売戦略に注力したものの、売上減を補うには至らず、25億43百万円（前期比8.6%減）と減益となりました。

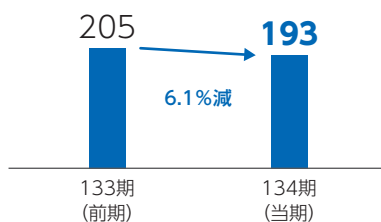
## 電子機器事業

### 売上高構成比



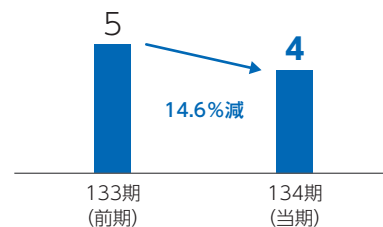
### 連結売上高

(単位：億円)



### 連結営業利益

(単位：億円)



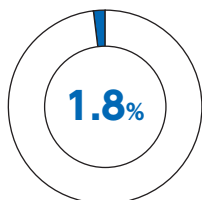
情報機器は、POSプリンターは既存製品が伸び、バーコードプリンターにおいては新製品が好調に推移したものの、フォトプリンターのメディア及び本体の落ち込みが大きく、情報機器全体では減収となりました。

健康機器は、海外向けのうち、アジアや米州、中国向けが伸長しましたが、国内向けの不振を補うには至らず、減収となりました。

以上の結果、電子機器事業全体では、主力の情報機器の伸び悩み等を受け、売上高は193億30百万円（前期比6.1%減）、営業利益は4億38百万円（前期比14.6%減）と、減収減益となりました。

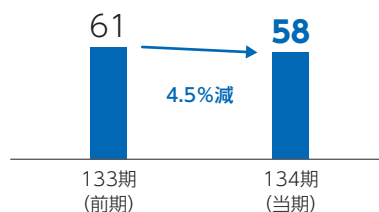
## その他の事業

### 売上高構成比



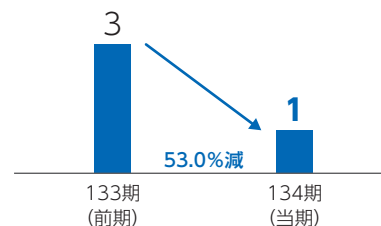
### 連結売上高

(単位：億円)



### 連結営業利益

(単位：億円)



宝飾製品は、消費マインドに上向きの兆しが見られない厳しい環境が継続する中、市場在庫の整理を実施した影響等により、減収となりました。

以上の結果、その他の事業全体では、主に宝飾製品の伸び悩みにより、売上高は58億24百万円（前期比4.5%減）、営業利益は1億46百万円（前期比53.0%減）と、減収減益となりました。

(注) 各事業の営業利益の合計286億51百万円と営業利益224億11百万円の差は、事業間の取引消去及び各事業に配分していない全社費用であります。

## 事業区分別売上高

区分	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前期比増減率 (%)
時計事業	163,525	50.9	△0.1
工作機械事業	72,164	22.4	12.7
デバイス事業	60,807	18.9	△7.3
電子機器事業	19,330	6.0	△6.1
その他の事業	5,824	1.8	△4.5
合計	321,652	100.0	0.5

(注) 総売上高の海外売上高比率は66.3%であります。

## 2. 資金調達状況

当社は、社債の償還資金等に充当するため、2018年9月25日に第3回無担保社債100億円を発行いたしました。

## 3. 設備投資状況

当期中に実施いたしました設備投資額は、237億56百万円であります。設備投資の主なものは次のとおりであります。

- (1) 時計事業の生産設備に120億95百万円
- (2) 工作機械事業の生産設備に32億60百万円
- (3) デバイス事業の生産設備に71億13百万円
- (4) 電子機器事業の生産設備に4億25百万円
- (5) その他の事業の生産設備に27百万円

## 4. 重要な企業再編行為等

当社及びシチズン・フィナンシャル・サービス株式会社は、2019年1月24日付で、効力発生日を2019年4月1日とし、当社を存続会社とする合併契約を締結いたしました。

## 5. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。



## 6. 対処すべき課題

当社は、2019年2月に、2021年3月期を最終年度とする「シチズングループ中期経営計画2021」（以下「本中期経営計画」という。）を策定しました。

本中期経営計画においてグループ中期経営ビジョン「Innovation for the next ～時を感じ、未来に感動を～」を掲げ、それぞれの事業において、時の変化を捉え従来のものづくりに留まらず、今までにない新たな価値創造に挑戦し、持続可能な未来に感動を創ってまいります。

本中期経営計画におけるグループ中期経営ビジョン実現に向けて、以下の3つの重点施策に取り組んでまいります。

### 1. 時計・工作機械事業の成長促進

時計事業は、グループ経営資源を積極的に投下し、100年間培ってきたマニュファクチュールとしての高い技術力や開発力、確かな品質という土台に加え、更に新たな顧客体験を生み出す“コト”の価値をも提供するようなものづくりを進めてまいります。

工作機械事業は、景気動向に左右されやすいという特性もあることから、市場状況に合わせた投資を継続し、景気変動の渦中にあっても、世界最先端の生産革新ソリューションを創造し「新・モノづくり企業」のポジションを確立することを目指してまいります。

### 2. サステナブル経営の推進

当社グループは、永続的に事業を継続できる企業を目指すため、事業を通じてさまざまな社会課題の解決を図り、2030年を見据えたグローバルな社会課題であるSDGs（持続可能な開発目標）達成に貢献していくことを目指してまいります。

その一つとして、製品の製造プロセスにおいてはSDGsへの貢献を視野に入れ、「サステナブルファクトリー」というコンセプトを打ち出し、従来からの環境配慮に加えてサプライチェーン全体で、コンプライアンス、人権や労働慣行に配慮したものづくりを進めてまいります。

### 3. 品質コンプライアンスの強化

当社グループは、2017年に発覚したグループ会社での不適切行為を受け、法務、環境、経理、知的財産、情報、人事、事業継続の7つの業務別リスク委員会に品質コンプライアンス委員会を加えた8つの委員会におけるリスクマネジメントが確実に機能するよう、グループリスクマネジメント委員会が管理及び統括を行うことにより、リスクの早期特定及び対応並びに再発防止に取り組んでまいります。

本中期経営計画における事業別の戦略としましては、

### 1. 時計事業

「時を通して新たな価値と体験を創造する」を事業スローガンに掲げ、時計本来の機能や価値を超えた商品や魅力あふれるサービスの提供を目指してまいります。

これまで進めてきたシチズンブランドを核にしたマルチブランド戦略の成果発現に加え、今後成長が見込まれるスマートウォッチや機械式、高級品を中長期的に育成し製品領域の拡大を行ってまいります。また、デジタル技術の活用によるデジタルマーケティングの推進や製造革新によるムーブメント及び完成品のコスト力強化も図ってまいります。

### 2. 工作機械事業

世界最先端の生産革新ソリューションを創造し「新・モノづくり企業」のポジションを確立するために、現状の経営資源を最大限に効率化させる生産革新の実現及び今後期待される新興国市場での拡販や新自動盤の拡販を推進してまいります。また、IoTに対応したソリューション事業の拡充も目指してまいります。

### 3. デバイス事業及びその他事業

デバイス事業では、変化に応じた差別化製品の提案により、特定領域No.1を確立し、次なる成長事業の創出を目指してまいります。

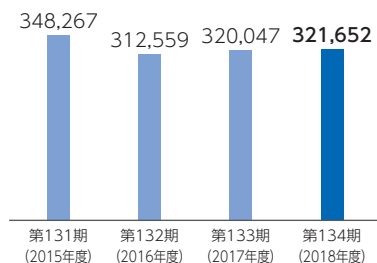
当社グループの強みである小型金属加工技術を生かした自動車部品事業を中心に、組立・研削技術等の技術的な強みを強固なものとし、多様な車載関連製品を展開するほか、小型化、薄型化、高耐久化が要求されるLEDやスイッチ等、市場環境の変化に対応し、需要が高まる高品質、高付加価値製品の拡大を図ります。

また、その他事業では、当社グループの強みをしっかりと見極め、事業と製品における選択と集中を行い、生産効率の向上や合理化による利益確保を進め、経営の安定化を進めてまいります。

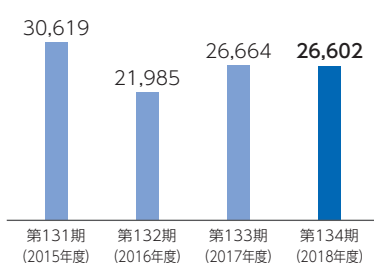
本中期経営計画の達成に向けて、以上の取り組み・戦略を推進してまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を心よりお願い申し上げます。

## 7. 財産及び損益の状況の推移

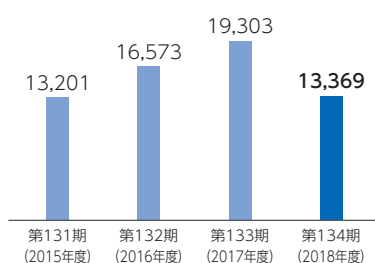
**売上高** (単位：百万円)



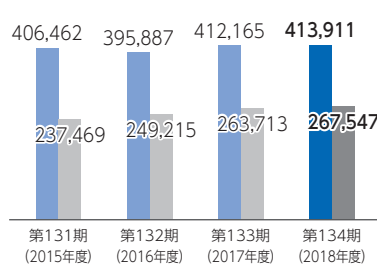
**経常利益** (単位：百万円)



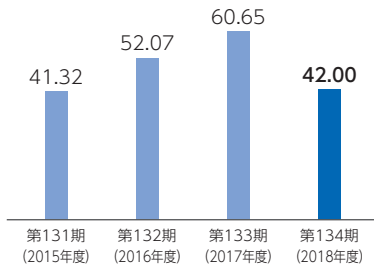
**親会社株主に帰属する当期純利益** (単位：百万円)



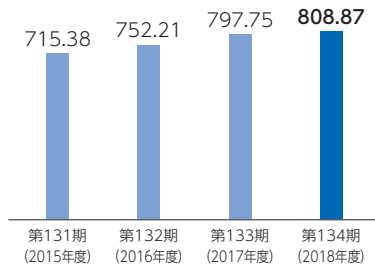
**総資産/純資産** (単位：百万円)



**1株当たり当期純利益** (単位：円)



**1株当たり純資産額** (単位：円)



区分		第131期 (2015年度)	第132期 (2016年度)	第133期 (2017年度)	第134期 (当期) (2018年度)
売上高	(百万円)	348,267	312,559	320,047	321,652
経常利益	(百万円)	30,619	21,985	26,664	26,602
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	13,201	16,573	19,303	13,369
1株当たり当期純利益	(円)	41.32	52.07	60.65	42.00
総資産	(百万円)	406,462	395,887	412,165	413,911
純資産	(百万円)	237,469	249,215	263,713	267,547
1株当たり純資産額	(円)	715.38	752.21	797.75	808.87

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算定し、1株当たり純資産額は期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。

2. 当社は、当期より役員報酬BIP信託を採用した業績連動型株式報酬を導入し、当該信託の保有に係る当社株式を純資産の部に自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託の保有に係る当社株式数を、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定に際して控除する自己株式数に含めております。

## 8. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
シチズン時計マニュファクチャリング株式会社	300百万円	100.0	時計事業
シチズンマシナリー株式会社	2,651百万円	100.0	工作機械事業
シチズン電子株式会社	5,488百万円	79.3	デバイス事業
シチズンファインデバイス株式会社	1,753百万円	100.0	デバイス事業
シチズン・システムズ株式会社	450百万円	100.0	電子機器事業
シチズン・フィナンシャル・サービス株式会社	50百万円	100.0	グループ内金融
Citizen Watch Company of America, Inc.	4,366万US\$	100.0	時計事業
星辰表（香港）有限公司	1,000万HK\$	100.0	時計事業

(注) 当社及びシチズン・フィナンシャル・サービス株式会社は、2019年4月1日をもって、当社を存続会社とする合併を行いました。

## 9. 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

区分	主要製品
時計事業	ウォッチ、ムーブメント
工作機械事業	NC自動旋盤
デバイス事業	自動車部品、スイッチ、LED、マイクロディスプレイ、水晶振動子
電子機器事業	プリンター、健康機器、電卓
その他の事業	宝飾製品

## 10. 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

	会社名	所在地
当社	シチズン時計株式会社	東京都西東京市
子会社	シチズン時計マニュファクチャリング株式会社	埼玉県所沢市
	シチズンマシナリー株式会社	長野県北佐久郡御代田町
	シチズン電子株式会社	山梨県富士吉田市
	シチズンファインデバイス株式会社	山梨県南都留郡富士河口湖町
	シチズン・システムズ株式会社	東京都西東京市
	Citizen Watch Company of America, Inc.	米国・カリフォルニア
	星辰表（香港）有限公司	中国・香港

## 11. 従業員の状況（2019年3月31日現在）

事業区分	従業員数		前期末比増減	
時計事業	6,363	(3,711)名	△1,028	(461)名
工作機械事業	1,820	(303)	96	(22)
デバイス事業	5,028	(1,073)	△98	(△58)
電子機器事業	1,248	(72)	△81	(28)
その他の事業	182	(136)	2	(6)
全社（共通）	268	(35)	3	(4)
合 計	14,909	(5,330)	△1,106	(463)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 2. 時計事業における従業員の減少は、主として、海外子会社における生産体制の見直しに伴うものであります。

## 12. 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	13,400
株式会社三菱UFJ銀行	12,500
株式会社三井住友銀行	3,600
日本生命保険相互会社	3,600
株式会社八十二銀行	2,200
株式会社山梨中央銀行	1,000

## Ⅱ 会社の株式及び新株予約権等に関する事項

### 1. 株式の状況（2019年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	959,752,000株
(2) 発行済株式の総数	320,353,809株
(3) 株主数	31,240名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,054	11.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,222	8.86
日本生命保険相互会社	11,948	3.75
日亜化学工業株式会社	10,000	3.14
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	6,680	2.10
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,423	2.02
三菱UFJ信託銀行株式会社	5,375	1.69
株式会社ニコン	5,005	1.57
JPモルガン証券株式会社	4,543	1.43
丸紅株式会社	4,496	1.41

（注）持株比率は、自己株式1,971,869株を控除して計算しております。

### 2. 新株予約権等の状況（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	戸倉敏夫	
専務取締役	佐藤敏彦	シチズン時計マニュファクチャリング株式会社代表取締役社長
常務取締役	竹内則夫	営業統括本部長 Citizen Watch Company of America, Inc.取締役会長 Citizen Watch Italy S.p.A.代表取締役社長
取締役	古川敏之	経営企画部長、経理部・広報IR室・情報システム部担当 シチズン・フィナンシャル・サービス株式会社代表取締役社長
取締役	中島圭一	シチズンマシナリー株式会社代表取締役社長
取締役	白井伸司	製品統括本部長、品質保証統括部担当
取締役	大治良高	営業統括本部副本部長
取締役	宮本佳明	グループリスクマネジメント、総務部長、人事部担当
社外取締役	小松正明	
社外取締役	寺坂史明	株式会社大庄社外監査役 株式会社富士通ゼネラル社外取締役
常勤監査役	高田喜雄	
常勤監査役 社外監査役	赤塚 昇	
社外監査役	窪木登志子	弁護士 クオールホールディングス株式会社社外取締役

- (注) 1. 宮本佳明氏は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において新たに取締役に選任され、同日就任いたしました。
2. 赤塚 昇氏は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
3. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
4. 常勤監査役 高田喜雄氏は、当社及び当社の子会社の経理部門の責任者として経理実務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役 赤塚 昇氏は、長年、銀行及び会社の経営者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役 窪木登志子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。



7. 当社は、社外取締役 小松正明及び寺坂史明の両氏並びに社外監査役 赤塚 昇及び窪木登志子の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
8. 代表取締役社長 戸倉敏夫氏、専務取締役 佐藤敏彦氏並びに取締役 古川敏之、白井伸司、大治良高及び宮本佳明の各氏は、2019年4月1日をもって地位、担当及び重要な兼職の状況が変更となり、次のとおりとなりました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	戸倉敏夫	
代表取締役社長	佐藤敏彦	
取締役	古川敏之	経営企画部長、経理部・広報IR室・情報システム部担当
取締役	白井伸司	製造技術本部長、品質保証統括部担当 シチズン時計マニュファクチャリング株式会社代表取締役社長
取締役	大治良高	商品開発本部長兼時計開発本部長兼研究開発センター長
取締役	宮本佳明	グループリスクマネジメント、総務部長、人事部・CSR室・環境マネジメント室担当

なお、2019年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	関口金孝	シチズン電子株式会社代表取締役社長
上席執行役員	近藤隆造	シチズンファインデバイス株式会社代表取締役社長
上席執行役員	石綿修一	シチズン・システムズ株式会社代表取締役社長
執行役員	宇都宮 央	ムーブメント事業部長
執行役員	森田光則	経理部長
執行役員	三浦美男	営業統括本部国内時計営業本部長

## 2. 当期中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
白石晴久	2018年6月27日	辞任	常勤監査役 社外監査役

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	うち固定報酬 (百万円)	うち賞与 (百万円)	うち業績連動型 株式報酬 (百万円)
取締役	10	271	174	85	11
（うち社外取締役）	(2)	(19)	(19)	(-)	(-)
監査役	4	42	42	-	-
（うち社外監査役）	(3)	(24)	(24)	(-)	(-)
合 計	14	313	216	85	11
（うち社外役員）	(5)	(43)	(43)	(-)	(-)

- (注) 1. 上記には、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役を含んでおります。
2. 取締役（社外取締役を除く）に対する賞与85百万円は、2019年6月26日開催の第134期定時株主総会終結後に支給する予定の金額であります。
3. 取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬11百万円は、当事業年度に係る費用計上額であります。
4. 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等の総額は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において年額370百万円以内（賞与等を含む）と決議いただいております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しないこととしております。
5. 上記4.とは別枠で、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬の総額は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において3事業年度を対象として300百万円以内（2018年に設定する当初は1事業年度を対象として100百万円以内）と決議いただいております。
6. 社外取締役の報酬等の総額は、2007年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。なお、社外取締役には賞与を支給しないこととしております。
7. 監査役に対する報酬等の総額は、2007年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。なお、監査役には賞与を支給しないこととしております。

## 4. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先である法人等との間には、特別の関係はありません。

### (2) 当期における主な活動状況

氏名	地位	取締役会出席回数 (出席率)	監査役会出席回数 (出席率)	発言状況
小松正明	社外取締役	17回中17回 (100%)	—	必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っております。
寺坂史明	社外取締役	17回中17回 (100%)	—	必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っております。
赤塚 昇	社外監査役	13回中13回 (100%)	10回中10回 (100%)	必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っております。
窪木登志子	社外監査役	17回中17回 (100%)	13回中13回 (100%)	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 社外監査役 赤塚 昇氏は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において新たに選任されたため、その任期中の活動状況について記載しております。

## IV 会計監査人の状況

### 1. 名称 監査法人 日本橋事務所

### 2. 報酬等の額

	支払額 (百万円)
(1) 当期に係る会計監査人の報酬等の額	47
(2) 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	83

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、(1)の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等の額について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠等が適切であると判断し、これに同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、Citizen Watch Company of America, Inc.はKPMG LLP、星辰表(香港)有限公司はPHILIP LEE & CO., CERTIFIED PUBLIC ACCOUNTANTSの監査を受けております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、アニュアルレポートに関する助言及び指導業務を委嘱しております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数等を勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## V 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 当社の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要

##### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、原則として毎月1回取締役会を開催し、重要な業務執行その他の事項を決定するほか、取締役の職務の執行を監督する。
- 2) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款その他の社内規程に適合し、かつ、社会的責任を果たすため、当社グループの統一した行動規範としてシチズングループ行動憲章（以下「行動憲章」という。）を定め、CSR室を設置し、行動憲章を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底してコンプライアンスに対する知識や意識を高め、コンプライアンスの推進を図る。
- 3) 当社は、社内通報制度を設け、法令違反または不正行為による不祥事の未然防止及び早期発見並びに自浄作用の向上を図る。
- 4) 取締役社長が直轄する監査室を設置し、監査計画に基づき当社グループにおける業務執行が法令及び社内規程に適合しているか否かの監査を実施する。
- 5) 社会の秩序や健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然たる態度で対応することを行動憲章等に明記し、警察等の外部関係機関と連携し反社会的勢力との関係を一切遮断する体制の整備及び強化を図る。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び定款、取締役会規則、経営会議規程、稟議規程その他の社内規程で定めるところにより、適切に保存し、管理する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の開示については、情報管理統括責任者及び情報管理担当部署を設けるなど、取締役、監査役、株主、債権者及びその他の利害関係者から情報の開示を求められたときに法令及び定款、シチズングループ情報管理およびインサイダー取引防止に関する規則その他の社内規程に基づき適時かつ適正に開示できる体制を整備し、維持する。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会の決議事項、取締役社長または担当取締役の決裁事項などで、当社グループにおける重要な経営判断等に係る経営戦略リスクについては、経営会議規程、関係会社管理規程、行動憲章、経営方針・経営計画等に基づき経営会議において慎重に審議することなどによって適切に管理する。
- 2) 上記1)のほか、当社グループにおける業務の過程、取締役及び使用人の活動、システム、外生的な事象等に係る業務リスクについては、グループリスクマネジメント基本規程等に基づき業務リスクマネジメントを行うことなどによって適切に管理する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、経営会議を設け、取締役会の決議事項その他経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議する。
- 2) 取締役会における意思決定に当たっては、十分かつ適切な情報を各取締役に提供する。
- 3) 社内規程、取締役会決議等によって各取締役の担当業務、権限及び責任を明確にし、職務の執行が円滑かつ効率的に行われる体制を整備する。

### ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は、関係会社管理規程等に基づき、子会社の経営体制及び内部統制システムの整備に関する管理または指導を行う。
- 2) 当社グループの個別の事業活動については、当社が策定した経営方針・経営計画を周知徹底し、グループ会社（当社グループに属する会社をいう。以下同じ。）の権限と責任を明確にした上で、グループ会社が各事業の業界特性等を踏まえた自立的な経営を行う。
- 3) 経営会議その他グループ会社で構成する会議または連絡会等を開催し、当社グループにおける事業に関する重要な事項について情報の共有と連携を図る。
- 4) 子会社の事業が適正に行われているかどうかについて、事業統括経営会議、時計グループ統括会議等において子会社から定期的に報告を求めるとともに、監査室の監査等によるモニタリングを行う。

## ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1) 監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあるときは、監査役の職務を補助するための十分な能力を有した監査役スタッフを置く。
- 2) 上記1)の求めに応じ監査役スタッフを置く場合、その独立性を確保するため、当該監査役スタッフは、監査役の指揮命令の下、監査役の職務の補助を専従して行うものとし、その任命、解任その他の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査役会の事前の同意を得る。

## ⑦ 監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役は、当社グループの事業または組織に重大な影響を及ぼす決定及び内部監査の結果について、その内容を遅滞なく監査役会に報告する。
- 2) 取締役は、当社グループの業務執行に関し法令もしくは定款、行動憲章その他の社内規程に違反する重大な事実、当社グループの業務執行に関する重大な不正行為またはこれらの発生するおそれがある事実その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- 3) 当社の使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が上記2)に掲げる事実を知ったときは、当社の使用人及び子会社の監査役にあつては直接に、当社の子会社の取締役及び使用人にあつては当該子会社の監査役を通じてまたは直接に、当該事実を当社の監査役に報告できるものとする。
- 4) 上記1)から3)までのほか、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役の求めに応じ、事業の報告を適時かつ適正に行う。
- 5) 監査役会または監査役に上記1)から4)までに掲げる報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとし、社内規程の整備その他の必要な措置を講ずる。

## ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会、経営会議その他の重要な会議への監査役の出席を確保する。
- 2) 上記1)のほか、監査役が公正不偏の態度及び独立の立場を保持しつつ、代表取締役と監査役との間の定期的な意見交換会その他の方法によって監査役とグループ会社の取締役、監査役及び使用人その他の者との意思疎通を図り、監査役の職務の遂行に必要な情報の収集及び監査の環境の整備に協力する。
- 3) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務については、法令及び社内規程に定めるところにより適切に処理する。

## (2) 当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンス体制

シチズン電子株式会社における一連の不適切行為及び第三者委員会からの提言を受け、当社グループとしての再発防止に向けたコンプライアンス及びリスクマネジメントの徹底に関する取組みを積極的に推進しております。この取組みの一環として、グループ全体のガバナンスと品質コンプライアンスの一層の強化を目的として「シチズングループ品質行動憲章」を策定し、グループ内への周知徹底及び浸透を図るべく、グループ会社の役職員に対する教育、研修及び説明会を実施しました。

### ② 効率的な職務執行体制

原則として経営会議を毎月2回開催し、取締役会の決議事項、取締役社長の決裁事項その他経営上の重要な事項について、十分な議論を尽くし審議しております。また、取締役会への付議事項や決裁基準を定め、各取締役の担当業務、権限及び責任を明確にするとともに、執行役員を選任して業務委嘱を行い、具体的な業務執行の決定に係る権限と責任の配分を実施して、効率的な職務執行を行っております。

### ③ 監査役の監査体制

監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議へ出席し、取締役の職務の執行状況及び重要な意思決定の過程等を把握し、必要に応じて意見を述べました。

監査役は、代表取締役及び会計監査人それぞれとの定期的な意見交換会を実施したほか、社外取締役との会合により経営の監視についての連携を図っております。監査室及びCSR室等から、リスクマネジメント体制の整備及びその運用の状況、内部通報制度の運用状況及びモニタリングの結果等について報告を受け、往査を実施し、必要に応じて説明を求めることにより、当社グループの内部統制システムの整備及びその運用状況を確認しました。監査役は、当社グループ会社の監査役との連絡体制を整備し、当社グループ会社における取締役の職務の執行状況等についての情報収集を行っております。



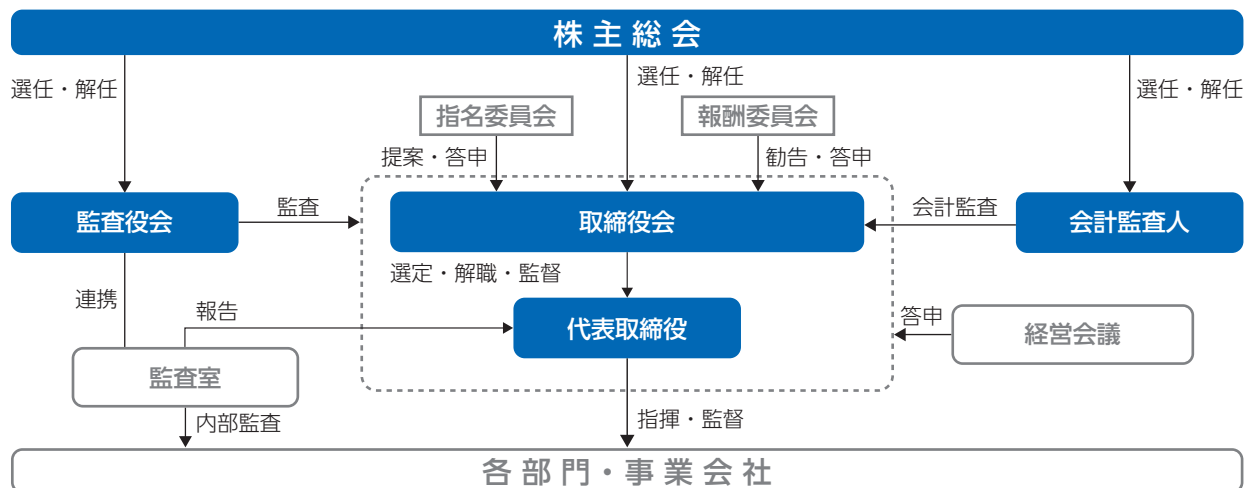
## 2. コーポレート・ガバナンス

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は社名の由来である「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念とし、地域社会はもとより地球環境と調和した持続的な企業活動を通して、社会への貢献とともに企業価値を向上させていくことに努めております。この企業目的を継続的に高めていくためには、経営の透明性確保と多面的な経営への監視機能が重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けての取組みを実施しております。

### (2) 会社の機関の内容

#### コーポレート・ガバナンス体制



#### ① 会社の機関の概要

当社は、当社事業内容に精通した取締役8名と独立性が高い社外取締役2名で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されております。

#### ② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社では、迅速な経営判断と経営の透明性維持のために、常勤取締役、常勤監査役等で構成する経営会議を開催し、取締役会の決議事項その他経営上の重要事項について十分な議論と事前審議を行っております。

取締役会では業務執行に関する決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。業務執行に関しましては、代表取締役、担当取締役及び執行役員により業務運営を行っております。当期において、取締役会は17回開催されました。すべての取締役及びすべての監査役は、当期に開催された取締役会のうち、その任期中に開催された取締役会のすべてに出席しました。

### ③ 指名委員会及び報酬委員会

当社は、経営の透明性を高めるために、任意の機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しています。

指名委員会は、代表取締役、取締役社長及び取締役会長の選定に関する事項を審議し、取締役会に提案すること等を主な職務としております。

報酬委員会は、取締役が受ける報酬等の方針及び基準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告すること等を主な職務としております。

各委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成されており、委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含むものとしております。なお、各委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めております。

### ④ 監査役監査、会計監査及び内部監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査方針や監査計画に従い、取締役会、経営会議及び事業ごとの会議等への出席、取締役等からの職務執行状況の報告や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により取締役の業務執行の厳正な監査を実施しております。また、会計監査人である監査法人日本橋事務所より会計監査の報告を受け、会計監査人と協力して当社及び子会社の監査業務等を効率的に実施し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けた取組みを行っております。当期において、監査役会は13回開催されました。すべての監査役は、当期に開催された監査役会のうち、その任期中に開催された監査役会のすべてに出席しました。

また、会計監査に関し、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、監査法人日本橋事務所に所属する木下雅彦氏、小倉 明氏及び高橋秀和氏であります。なお、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、公認会計士試験合格者等10名であり、当社は公正で独立した立場から会計監査を受けております。

会計監査人の再任の可否につきましては、監査役会において審議し、決定しております。なお、再任しない場合は、会社法により定時株主総会に諮ることとなっております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針につきましては、「Ⅳ 会計監査人の状況 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針」(35ページ)をご覧ください。

さらに、当社は内部監査部門として監査室を設置し、年間監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行が適正かつ合理的に行われているかを監査しております。

これらの監査機関及び内部監査部門並びに内部統制部門は、相互に緊密な連絡を取り合っております。

#### ⑤ 社外役員との関係

当社グループと社外取締役である小松正明及び寺坂史明の両氏並びに社外監査役である赤塚昇及び窪木登志子の両氏とは、特別の利害関係はありません。

### 3. CSRへの取組み

当社グループは、企業理念“市民に愛され市民に貢献する”を具現化する行動規範として「シチズングループ行動憲章」を策定しております。この「シチズングループ行動憲章」を従業員一人ひとりに浸透させ、実践することを通して社会課題の解決に貢献することを「CSR活動」と捉えております。

取り組む社会課題については、2018年に新たに定めたマテリアリティ（重要課題）との関連性を考慮して決定し、課題解決に向けたアクションにつなげるとともに、進捗については外部へ積極的に公開してまいります。また、社会貢献活動については、2018年に創業100周年事業の一環として開始したシチズングループ社会貢献活動派遣制度において、延べ210名の従業員が自らの意思で国内外7か所へ赴き、社会課題の解決に取り組みました。この活動については今後も継続してまいります。

当社グループは、社会とともに持続的に発展していくために、グループの事業を通じて国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成を含む社会課題の解決に貢献することで事業拡大を図り、次の100年も継続できる企業グループを目指してまいります。

### 4. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### (1) 基本方針の内容

当社グループはその名のとおり、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、“市民に愛され市民に貢献する”という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の株主の皆様へ、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、2013年2月には、2019年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」（以下「本中期経営計画」という。）を策定し、2016年2月に一部見直しを行いました。

本中期経営計画の前期3年間（2014年3月期～2016年3月期）では、筋肉質な経営体質の構築を図るため、徹底した構造改革と体質強化を行いました。

本中期経営計画の最終年度となる2019年3月期を新中期経営計画の助走期間と位置付け、次のような施策を行いました。

- ・創業100周年を記念し、歴代の腕時計の振返りと、新しい100年に向けた「はじまりの時」を演出するイベント「CITIZEN 100th Anniversary Touch & Try Event」を全国5都市で開催。
- ・ハイブリッドスマートウォッチ市場を世界規模で拡大すべく、Fossil Group, Inc.との間で業務提携契約を締結。
- ・時計事業の中核となる製造会社として更なる体質強化を目的に、シチズン時計マニファクチャリング株式会社とその子会社5社の統合を決定。
- ・工作機械需要の拡大が見込まれるインド市場でのCNC自動旋盤の販売を強化するため、バンガロールテックセンターの拡張に加え、新たに首都ニューデリーにオフィスの開設を決定。
- ・当社グループ外の企業との共同でAR/MR（拡張/複合現実）グラスタイプのヘッドマウントディスプレイ向けモジュールを開発。

また、2019年2月には、2022年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングループ中期経営計画2021」を策定しました。詳細は、「I. 企業集団の現況に関する事項 6. 対処すべき課題」（24ページ～25ページ）に記載のとおりであります。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組み

当社は、2013年5月23日開催の取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針」について、これを一部変更したうえで更新すること（以下、かかる変更後の方針を「旧プラン」といいます。）を決定し、同年6月27日開催の第128期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けました。

2016年6月28日開催の第131期定時株主総会終結の時をもって、旧プランの有効期間が満了することから、同年5月26日開催の取締役会において、上記（1）の基本方針を維持することを決議するとともに、旧プランを一部変更したうえで更新することにつき、同年6月28日開催の第131期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けております（以下、変更後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランの内容は以下のとおりであります。

#### ① 対象となる買付

本プランの対象となる買付は、特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為等であります。

#### ② 手続

大規模買付者が、事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始することを手続として定めております。

#### ③ 対抗措置の内容

大規模買付者が手続を守らない場合等には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、その時点のすべての株主の方に対して、新株予約権の無償割当てを行います。新株予約権の無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

#### ④ 対抗措置発動の要件

当社は、以下の場合に対抗措置としての新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

- 1) 大規模買付者が手続を守らない場合
- 2) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて株式を当社または当社関係者に高値で引き取らせる目的であると判断される場合
- 3) 当社の経営を一時的に支配し、当社または当社グループ会社の資産等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合

- 4) 当社の経営を支配した後、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
  - 5) 当社の経営を一時的に支配して、資産の売却等によって一時的な高配当をさせ、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
  - 6) 最初の買付で全株式の買付を勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで公開買付等を行うなど、当社株主の皆様にご当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為である場合
- ⑤ 対抗措置発動までのプロセス
- 独立委員会は、大規模買付者から大規模買付に関する意向表明書が提出された場合、10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく情報のリストを交付します。なお、独立委員会が、当初提供していただいた情報だけでは不足していると判断した場合には、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくこともあります。また、独立委員会は、当社取締役会に対して60日を上限とする回答期限を定めて大規模買付行為に対する意見等を求めることがあります。独立委員会は、大規模買付者からの情報の提供及び当社取締役会による情報の提供が完了した後、60日以内（30日間を上限とする延長が可能です。）に評価、検討、交渉、意見形成を行います。
- 独立委員会は、これらの情報に基づいて、当社取締役会に対して、対抗措置を発動するか発動しないかの勧告を行い、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づいて、会社法上の機関としての決議を行います。また、独立委員会は、対抗措置の発動について株主総会に付議することが相当である旨の勧告を行う場合があります。この場合、当社取締役会は、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。
- ⑥ 本プランの有効期限
- 本プランの有効期限は、2016年6月28日開催の第131期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。



#### (4) 上記 (2) 及び (3) の取組みについての取締役会の判断及びその理由

##### ① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記 (2) の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを直接目的とするものであり、結果として基本方針の実現に資するものです。従って、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### ② 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みについて

当社は、以下の諸点を考慮し、織り込むことにより、基本方針に照らして不適切な者による支配を防止する取組みが、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### 1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びにコーポレートガバナンス・コード原則1-5及び補充原則1-5①を踏まえたものです。

##### 2) 株主意思を重視するものであること

当社は、2016年6月28日開催の第131期定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認を得ております。また、本プランには、その有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されているほか、当社取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本方針の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。

##### 3) 独立性の高い社外役員の判断の重視と情報開示

当社は、取締役の恣意的判断を排除し、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外役員の中から、当社取締役会が選任します。

当社株式に対して大規模買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行います。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報を開示し、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

なお、2019年3月31日現在の独立委員会委員は、当社社外取締役小松正明、寺坂史明の両氏と、当社社外監査役の窪木登志子氏であります。



#### 4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記(3)④にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

#### 5) 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ること等が出来ます。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

#### 6) デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし期差任期制を採用していないため、本プランはスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、各比率、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>258,985</b>
現金及び預金	86,875
受取手形及び売掛金	64,139
電子記録債権	1,225
商品及び製品	55,614
仕掛品	22,982
原材料及び貯蔵品	19,605
未収消費税等	3,131
その他	6,522
貸倒引当金	△1,111
<b>固定資産</b>	<b>154,926</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>89,669</b>
建物及び構築物	42,496
機械装置及び運搬具	22,685
工具・器具・備品	7,364
土地	10,326
リース資産	1,360
建設仮勘定	5,437
<b>無形固定資産</b>	<b>8,732</b>
ソフトウェア	4,402
リース資産	7
その他	4,323
<b>投資その他の資産</b>	<b>56,524</b>
投資有価証券	39,974
長期貸付金	942
繰延税金資産	11,847
その他	4,050
貸倒引当金	△268
投資損失引当金	△23
<b>資産合計</b>	<b>413,911</b>

勘定科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>81,741</b>
支払手形及び買掛金	20,496
電子記録債務	14,896
設備関係支払手形	246
営業外電子記録債務	859
短期借入金	13,987
未払法人税等	2,139
未払費用	13,395
賞与引当金	5,712
役員賞与引当金	247
製品保証引当金	1,428
事業再編整理損失引当金	484
その他	7,846
<b>固定負債</b>	<b>64,622</b>
社債	10,000
長期借入金	27,077
繰延税金負債	791
事業再編整理損失引当金	816
退職給付に係る負債	23,328
資産除去債務	74
その他	2,534
<b>負債合計</b>	<b>146,363</b>
<b>純資産の部</b>	<b>267,547</b>
<b>株主資本</b>	<b>246,889</b>
資本金	32,648
資本剰余金	34,019
利益剰余金	181,995
自己株式	△1,773
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,559</b>
その他有価証券評価差額金	8,111
為替換算調整勘定	3,303
退職給付に係る調整累計額	△855
<b>非支配株主持分</b>	<b>10,098</b>
<b>純資産合計</b>	<b>267,547</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>413,911</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) (単位：百万円)

勘定科目	金額
売上高	321,652
売上原価	198,094
売上総利益	123,557
販売費及び一般管理費	101,146
営業利益	22,411
営業外収益	5,232
受取利息	525
受取配当金	1,775
受取賃貸料	190
持分法による投資利益	896
為替差益	492
助成金収入	754
その他	598
営業外費用	1,041
支払利息	387
手形売却損	88
貸与資産減価償却費	46
その他	518
経常利益	26,602
特別利益	2,809
投資有価証券売却益	2,195
固定資産売却益	279
その他	334
特別損失	10,160
固定資産売却損	40
固定資産除却損	884
減損損失	5,688
事業再編整理損	2,507
コンプライアンス特別対策費等	216
その他	823
税金等調整前当期純利益	19,251
法人税、住民税及び事業税	7,010
法人税等調整額	△1,550
当期純利益	13,792
非支配株主に帰属する当期純利益	422
親会社株主に帰属する当期純利益	13,369

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>58,247</b>
現金及び預金	20,914
受取手形	489
電子記録債権	143
売掛金	11,182
製品	16,816
仕掛品	11
原材料	325
未収消費税等	521
短期貸付金	891
未収入金	5,821
その他流動資産	1,210
貸倒引当金	△80
<b>固定資産</b>	<b>163,054</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,089</b>
建物及び構築物	10,109
機械装置	1,183
車両・運搬具	0
工具・器具・備品	816
土地	3,749
建設仮勘定	229
<b>無形固定資産</b>	<b>4,424</b>
ソフトウェア	2,388
その他無形固定資産	2,035
<b>投資その他の資産</b>	<b>142,541</b>
関係会社株式	112,135
投資有価証券	31,820
長期貸付金	370
長期前払費用	201
繰延税金資産	3,160
その他投資	2,283
貸倒引当金	△985
投資損失引当金	△6,445
<b>資産合計</b>	<b>221,302</b>

勘定科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>33,260</b>
支払手形	62
買掛金	9,654
電子記録債務	1,916
設備関係支払手形	117
営業外電子記録債務	204
短期借入金	6,394
1年内返済予定の長期借入金	10,000
未払金	589
未払費用	2,364
預り金	141
賞与引当金	882
役員賞与引当金	85
事業再編整理損失引当金	88
その他流動負債	758
<b>固定負債</b>	<b>43,850</b>
社債	10,000
長期借入金	26,300
退職給付引当金	5,959
役員株式給付引当金	11
債務保証損失引当金	793
事業再編整理損失引当金	650
資産除去債務	50
その他固定負債	86
<b>負債合計</b>	<b>77,111</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>136,281</b>
<b>資本金</b>	<b>32,648</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>36,029</b>
資本準備金	36,029
<b>利益剰余金</b>	<b>69,376</b>
その他利益剰余金	69,376
圧縮積立金	190
繰越利益剰余金	69,186
<b>自己株式</b>	<b>△1,773</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>7,909</b>
その他有価証券評価差額金	7,909
<b>純資産合計</b>	<b>144,191</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>221,302</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

勘定科目	金額
売上高	100,055
売上原価	73,502
売上総利益	26,552
販売費及び一般管理費	26,062
営業利益	490
営業外収益	10,992
受取利息	18
受取配当金	10,539
受取賃貸料	24
為替差益	161
その他	247
営業外費用	663
支払利息	401
手形売却損	87
貸倒引当金繰入額	38
その他	135
経常利益	10,818
特別利益	2,196
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	2,195
特別損失	7,300
固定資産除却損	61
減損損失	27
子会社株式評価損	315
投資損失引当金繰入額	6,419
債務保証損失引当金繰入額	366
コンプライアンス特別対策費等	86
その他	24
税引前当期純利益	5,714
法人税、住民税及び事業税	550
法人税等調整額	287
当期純利益	4,876

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

シチズン時計株式会社  
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所  
指 定 社 員 公認会計士 木下雅彦 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 小倉 明 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 高橋秀和 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シチズン時計株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シチズン時計株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

シチズン時計株式会社  
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	木 下 雅 彦 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	小 倉 明 ㊞
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	高 橋 秀 和 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シチズン時計株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年1月24日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付けで会社の完全子会社であるシチズン・フィナンシャル・サービス株式会社の吸収合併を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人日本橋事務所から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会等に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、グループ監査の観点からは、各グループ会社の常勤監査役をメンバーとする連絡会を定期的に開催し、意思疎通を図り、相互に情報を伝達し、意見の交換等をいたしました。
  - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関しては、その構築及び運用について継続的な改善が図られていることを確認しています。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月28日

シチズン時計株式会社 監査役会

常勤監査役 高田喜雄 印

常勤監査役  
(社外監査役) 赤塚 昇 印

監査役  
(社外監査役) 窪木登志子 印

以上

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



**MEMO**

The page contains 20 horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a template for writing a memo.

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

**MEMO**

Lined writing area with horizontal dashed lines.

# CITIZEN

## 株主総会会場ご案内図

### 会場

東京都新宿区西新宿六丁目6番2号

## ヒルトン東京 4階「菊の間」

※受付開始は午前9時を予定しております。

### 交通

東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅 C8出口から 徒歩約2分
都営大江戸線	都庁前駅 A7出口から 徒歩約3分
京王線 小田急線 地下鉄 (東京メトロ丸ノ内線) (都営新宿線)	新宿駅から 徒歩約10分
JR	新宿駅西口から 徒歩約10分
西武新宿線	西武新宿駅から 徒歩約10分

